

議題2

認知症施策推進基本計画及び 県計画について



令和7年1月17日

認知症施策推進基本計画について①

認知症施策推進基本計画の概要

【位置付け】共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号。以下「基本法」という。）に基づく国の認知症施策の基本計画。これに基づき、地方自治体は推進計画を策定（努力義務）。

前文／Ⅰ 認知症施策推進基本計画について／Ⅱ 基本的な方向性

- 基本法に明記された共生社会の実現を目指す。
 - 認知症の本人の声を尊重し、「新しい認知症観」※に基づき施策を推進する。
※①誰もが認知症になり得ることを前提に、国民一人一人が自分ごととして理解する。②個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間と共に、希望を持って自分らしく暮らすことができる。
- ⇒ ①「新しい認知症観」に立つ、②自分ごととして考える、③認知症の人等の参画・対話、④多様な主体の連携・協働

Ⅲ 基本的施策

- 施策は、認知症の人の声を起点とし、認知症の人の視点に立って、認知症の人や家族等と共に推進する。
- ⇒ 以下の12項目を設定：①国民の理解、②バリアフリー、③社会参加、④意思決定支援・権利擁護、⑤保健医療・福祉、⑥相談体制、⑦研究、⑧予防、⑨調査、⑩多様な主体の連携、⑪地方公共団体への支援、⑫国際協力

Ⅳ 第1期基本計画中に達成すべき重点目標等

- 次の4つの重点目標に即した評価指標を設定：①「新しい認知症観」の理解、②認知症の人の意思の尊重、③認知症の人・家族等の地域での安心な暮らし、④新たな知見や技術の活用
- 評価指標は、重点目標に即して、プロセス指標、アウトプット指標、アウトカム指標を設定

Ⅴ 推進体制等

- 地方自治体において、地域の実情や特性に即した取組を創意工夫しながら実施
- 地方自治体の計画策定に際しての柔軟な運用（既存の介護保険事業計画等との一体的な策定など）
- ①行政職員が、認知症カフェ等様々な接点を通じて、認知症の人や家族等と出会い・対話する、②ピアサポート活動や本人ミーティング等の当事者活動を支援する、③認知症の人や家族等の意見を起点として、施策を立案、実施、評価する。

認知症施策推進基本計画について②

基本的施策（抄）

1. 認知症の人に関する国民の理解の増進等

- ・ 学校教育、社会教育における「新しい認知症観」に基づく実感的理解の推進
- ・ 認知症の人に関する理解を深めるための、本人発信を含めた運動の展開（認知症希望大使の活動支援）

2. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進

- ・ 認知症の人が自立し安心して暮らすための、地域における生活支援体制の整備等（地域の企業や公共機関等での認知症バリアフリーの推進）
- ・ 事業者が認知症の人に適切に対応するために必要な指針の策定

3. 認知症の人の社会参加の機会の確保等

- ・ 認知症の人自らの経験等の共有機会の確保（ピアサポート活動の推進）
- ・ 認知症の人の社会参加の機会の確保（本人ミーティング、介護事業所における社会参加活動等の推進）
- ・ 多様な関係者の連携・協働の推進による若年性認知症の人等の就労に関する事業主に対する啓発・普及等

4. 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

- ・ 認知症の人の意思決定支援に関する指針の策定、情報提供（「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」の改定）
- ・ 認知症の人に対する分かりやすい形での意思決定支援等に関する情報提供

5. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

- ・ 専門的な、又は良質かつ適切な医療提供体制の整備（認知症疾患医療センターの相談機能の充実）
- ・ 保健医療福祉の有機的な連携の確保（認知症初期集中支援チームの見直し、認知症地域支援推進員の適切な配置）
- ・ 人材の確保、養成、資質向上（認知症に関する研修の在り方の見直し）

6. 相談体制の整備等

- ・ 認知症の人の状況等に配慮し総合的に対応できる体制整備（地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等の相談体制整備）
- ・ 認知症の人又は家族等が互いに支え合うための相談・交流の活動に対する支援等（認知症地域支援推進員の適切な配置、認知症カフェ、ピアサポート活動、認知症希望大使の活動支援）

7. 研究等の推進等

- ・ 予防・診断・治療、リハビリテーション・介護方法等の研究の推進・成果の普及
- ・ 社会参加の在り方、共生のための社会環境整備その他の調査研究、検証、成果の活用（介護ロボット・ICT等の開発・普及の支援）

8. 認知症の予防等

- ・ 科学的知見に基づく知識の普及・地域活動の推進・情報収集
- ・ 地域包括支援センター、医療機関、民間団体等の連携協力体制の整備（早期発見・早期対応・診断後支援まで行うモデルの確立）

9. 認知症施策の策定に必要な調査の実施

- ・ 若年性認知症の人を含む認知症の人の生活実態、社会参加・就労支援を促進する体制や社会実装の方策など共生社会の実現に関わる課題の把握と課題解決に向けた調査研究

10. 多様な主体の連携

- ・ かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症サポート医、認知症初期集中支援チーム、居宅介護支援事業所、認知症疾患医療センター等の連携及び地域住民を含む多様な主体との協働、分野横断的な取組の推進

11. 地方公共団体に対する支援

- ・ 地方公共団体の参考となるような取組の共有などの支援

12. 国際協力

- ・ 外国政府、国際機関、関係団体等との連携、我が国の高齢化及び認知症施策の経験や技術について世界に向けて情報発信

認知症施策推進基本計画について③

重点目標・評価指標

重点目標	プロセス指標	アウトプット指標	アウトカム指標
①国民一人一人が「新しい認知症観」を理解している	- 地域の中で認知症の人と出会い、その当事者活動を支援している地方公共団体の数 - 認知症サポーターの養成研修に認知症の人が参画している地方公共団体の数	- 認知症希望大使等の本人発信等の取組を行っている地方公共団体の数 - 認知症サポーターの養成者数及び認知症サポーターが参画しているチームオレンジの数	- 認知症や認知症の人に関する国民の基本的な知識の理解度 - 国民における「新しい認知症観」の理解とそれに基づく振る舞いの状況
②認知症の人の生活においてその意思等が尊重されている	- ピアサポート活動への支援を実施している地方公共団体の数 - 行政職員が参画する本人ミーティングを実施している地方公共団体の数 - 医療・介護従事者等に、認知症の人の意思決定支援の重要性の理解を促す研修を実施している地方公共団体の数とその参加者数	- 認知症施策に関して、ピアサポート活動等を通じて得られる認知症の人の意見を反映している地方公共団体の数 - 認知症施策に関して、ピアサポート活動等を通じて得られる家族等の意見を反映している地方公共団体の数	地域生活の様々な場面において、認知症の人の意思が尊重され、本人が望む生活が継続できていると考えている認知症の人及び国民の割合
③認知症の人・家族等が他の人々と支え合いながら地域で安心して暮らすことができる	- 部署横断的に認知症施策の検討を実施している地方公共団体の数 - 認知症の人と家族等が参画して認知症施策の計画を策定し、その計画に達成すべき目標及び関連指標（KPI）を設定している地方公共団体の数 - 医療・介護従事者に対して実施している認知症対応力向上研修の受講者数	- 就労支援も含めて個別の相談・支援を実施していることを明示した認知症地域支援推進員や若年性認知症支援コーディネーターを設置している地方公共団体の数 - 認知症バリアフリー宣言を行っている事業者の数 - 製品・サービスの開発に参画している認知症の人と家族等の人数 - 基本法の趣旨を踏まえた認知症ケアパスの作成・更新・周知を行っている市町村の数 - 認知症疾患医療センターにおける認知症関連疾患の鑑別診断件数	- 自分の思いを伝えることができる家族、友人、仲間がいると感じている認知症の人の割合 - 地域で役割を果たしていると感じている認知症の人の割合 - 認知症の人が自分らしく暮らせると考えている認知症の人及び国民の割合 - 認知症の人の希望に沿った、保健医療サービス及び福祉サービスを受けていると考えている認知症の人の割合
④国民が認知症に関する新たな知見や技術を活用できる	国が支援・実施する、認知症の人と家族等の意見を反映させている認知症に関する研究事業に係る計画の数	国が支援・実施する、認知症の人と家族等の意見を反映させている認知症に関する研究事業の数	国が支援・実施する、認知症に関する研究事業の成果が社会実装されている数

基本的施策1（認知症の人に関する国民の理解の増進等）

認知症施策推進基本計画（国）		県での取組	
目標	施策について	主な施策	内容
共生社会の実現を推進するための基盤である基本的人権及びその尊重についての理解を推進する。その上で、「新しい認知症観」の普及が促進されるよう、認知症の人が発信することにより、国民一人一人が認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深めること	●学校教育における認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深める教育の推進 ●社会教育における認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深める教育の推進	○認知症サポーター養成講座、キャラバン・メイト養成研修の実施	・在宅介護研修センターにおいて認知症サポーター養成講座の実施 ・認知症サポーターの講師であるキャラバン・メイト養成研修を実施
		○市町が実施する認知症サポーター養成講座を支援	・市町が学生や住民、職域等に向けて実施する認知症サポーター養成講座に対し支援を実施
	●認知症の人に関する理解を深めるための、本人発信を含めた運動の展開	○普及啓発の取組 ・認知症普及啓発フォーラムの開催 ・街頭活動の実施 ・県庁ロビー展、本館ドームライトアップの実施	・県民の認知症の人やその家族等に対する理解、支援の促進に努めるために認知症普及啓発フォーラム、街頭活動、県庁ロビー展や本館ドームのライトアップを開催
		○えひめ認知症希望大使の委嘱	・認知症の人本人が自らの言葉で語り、認知症になっても生き生きと活動している姿を発信し、認知症に対する社会の理解を深める取組を推進するため「えひめ認知症希望大使」を委嘱

基本的施策2(認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進)

認知症施策推進基本計画(国)		県での取組(予定を含む)	
目標	施策について	主な施策	内容
認知症の人の声を聴きながら、その日常生活や社会生活等を営む上で障壁となるもの(ハード・ソフト両面にわたる社会的障壁)を除去することによって、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らせる社会環境を確保していくこと	●認知症の人が自立して、かつ、安心して暮らすための、地域における生活支援体制の整備等	○市町のチームオレンジの整備に対する支援	・チームオレンジの中核を担うコーディネーターを養成するためにチームオレンジコーディネーター研修を開催
		○オレンジネットワークガイドラインの策定 ○市町が整備している見守り体制の支援	・県内における高齢者の見守り、行方不明者の捜索等に関して取りまとめたオレンジネットワークガイドラインを策定
		○住まいの確保・充実【他課事業】	・高齢者等の住宅確保要配慮者の円滑な入居促進及び居住支援を図るため愛媛県居住支援協議会を設置
	●移動のための交通手段の確保	○地域支援事業における移動支援の推進	・市町が地域支援事業(生活支援体制整備事業)の協議体等を通じて移動支援を含む外出機会の確保等の事業を展開できるように生活支援コーディネーター研修会の開催
	●交通の安全の確保	○公共交通のバリアフリー化の促進【他課事業】	・「バリアフリー法」に基づき、公共交通のバリアフリー化を推進
	●認知症の人にとって利用しやすい製品・サービスの開発・普及の促進 ●事業者が認知症の人に適切に対応するために必要な指針の策定 ●民間における自主的な取組の促進	・認知症の人にとって利用しやすい製品・サービスの開発が企業において促進されるよう、認知症に関する普及啓発の取組を推進していく ・日本認知症官民協議会が今後作成する手引きを普及していく予定 ・「認知症バリアフリー」の普及・啓発を図っていく予定	

基本的施策3(認知症の人の社会参加の機会の確保等)

認知症施策推進基本計画(国)		県での取組	
目標	施策について	主な施策	内容
認知症の人が孤立することなく、必要な社会的支援につながるとともに、多様な社会参加の機会を確保することによって、生きがいや希望を持って暮らすことができるようにすること	●認知症の人自らの経験等の共有機会の確保	○ピアサポート活動の実施 ○若年性認知症交流会の開催	・認知症の人や家族からの相談対応、当事者同士の交流会の開催
	●認知症の人の社会参加の機会の確保	○本人ミーティングの開催	・市町が行う、認知症の本人同士が語り合い、暮らしやすい地域のあり方を話し合う場である本人ミーティングの取組が進むよう支援を実施
		○えひめ認知症希望大使の委嘱(再掲)	・認知症の人本人が自らの言葉で語り、認知症になっても生き生きと活動している姿を発信し、認知症に対する社会の理解を深める取組を推進するため「えひめ認知症希望大使」を委嘱
	●多様な主体の連携・協働の推進による若年性認知症の人等の就労に関する事業主に対する啓発・普及等	○若年性認知症支援コーディネーターの設置	・若年性認知症支援コーディネーターを設置し、一人ひとりの状態に応じた支援を図る体制を構築
		○若年性認知症自立支援ネットワーク会議の開催	・関係機関と連携し、ネットワークの構築、若年性認知症の人の就労等に向けた情報交換の実施

基本的施策4(認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護)

認知症施策推進基本計画(国)		県での取組	
目標	施策について	主な施策	内容
認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるように、認知症の人への意思決定の適切な支援と権利利益の保護を図ること	●認知症の人の意思決定支援に関する指針の策定 ●認知症の人に対する分かりやすい形での意思決定支援等に関する情報提供の促進	○「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」の活用	・ガイドラインを活用して市町や専門職を対象とした研修を実施
		○ACP(アドバンス・ケア・プランニング)の推進	・各市町でACPの取組が進むよう先進事例の情報提供の実施 ・エンディングノート等の作成や住民向け研修会の開催市町に対し支援を実施
	●消費生活における被害を防止するための啓発	○消費者被害防止対策を実施【他課事業】	・見守り活動の充実・強化を図るため愛媛県消費者被害防止見守り推進ネットワークを設置 ・消費生活相談員の配置
	●その他	○高齢者虐待の発生予防・早期発見のための取組を実施	・市町における虐待防止のためのネットワークの構築支援 ・介護職員等に対する研修の実施
		○成年後見制度・権利擁護事業の実施	・意思決定支援研修等の研修の実施 ・市民後見人、法人後見実施団体の育成

基本的施策5(保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等①)

認知症施策推進基本計画(国)		県での取組	
目標	施策について	主な施策	内容
認知症の人が、居住する地域にかかわらず、自らの意向が十分に尊重され、望む場で質の高い保健医療及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく利用できるように、地域の実情に応じたサービス提供体制と連携体制を整備し、人材育成を進めること	●専門的な、又は良質かつ適切な医療提供体制の整備	○認知症疾患医療センターの運営【他課事業】	・認知症の専門的医療の提供体制を強化するため、中核センターと6つの地域拠点センターを設置し、医療相談、鑑別診断、治療方針の選定、関係機関との連携及び研修等を実施
		○認知症サポート医の養成	・専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる認知症サポート医を養成
		○かかりつけ医認知症対応力向上研修の実施	・かかりつけ医に対して適切な認知症診断の知識・技術をはじめ、認知症の人とその家族の支援に係る知識と方法を習得するための研修を実施
		○歯科医師、薬剤師、看護職員、病院勤務以外の看護師等認知症対応力向上研修の実施	・認知症の疑いのある人に早期に気づき、認知症の人への対応に必要な知識・能力を身につけるための研修を実施
	●保健医療福祉の有機的な連携の確保	○認知症初期集中支援チームへの支援	・市町が実施する認知症初期集中支援チームのチーム員に対する研修費用を支援
		○認知症地域支援推進員への支援	・市町に配置されている地域支援推進員に対する研修費用を支援
		○若年性認知症支援コーディネーターの設置【再掲】	・若年性認知症支援コーディネーターを設置し、一人ひとりの状態に応じた支援を図る体制を構築する

基本的施策5(保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等②)

認知症施策推進基本計画(国)		県での取組	
目標	施策について	主な施策	内容
	●人材の確保、養成、資質向上	○認知症介護実践者等養成研修の実施	・認知症介護技術の向上を図るために事業所の管理者・職員に対し研修を実施
		○介護人材確保のための取組	・関係団体等と連携し、介護人材確保の取組を推進
		○介護サービス提供体制の充実	・地域密着型サービス等の整備にあたり関係機関が十分に連携して基盤整備を進めることができるよう支援

基本的施策6(相談体制の整備等)

認知症施策推進基本計画(国)		県での取組	
目標	施策について	主な施策	内容
認知症の人や家族等が必要な社会的支援につながることをできるよう、相談体制を整備し、地域づくりを推進していくこと	●個々の認知症の人や家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするための体制の整備	○認知症コールセンターの設置	・認知症介護の専門家や経験者等が対応するコールセンター(電話相談)を設置
	●認知症の人や家族等が互いに支え合うための相談・交流の活動に対する支援、関係機関の紹介、その他の必要な情報の提供及び助言	○認知症カフェの設置促進	・認知症カフェの設置促進、円滑な運営を推進するために研修を実施 ・認知症カフェに対し財政的支援を実施
		○ピアサポート活動の実施 ○若年性認知症交流会の開催(再掲)	・認知症の人や家族からの相談対応、当事者同士の交流会の開催
		○えひめ認知症希望大使の委嘱(再掲)	・認知症の人本人が自らの言葉で語り、認知症になっても生き生きと活動している姿を発信し、認知症に対する社会の理解を深める取組を推進するため「えひめ認知症希望大使」を委嘱

基本的施策7(研究等の推進等)

認知症施策推進基本計画(国)		県での取組	
目標	施策について	主な施策	内容
共生社会の実現に資する認知症の研究を推進し、認知症の人を始めとする国民がその成果を享受できるようにすること	● 予防・診断・治療、リハビリテーション・介護方法等の研究の推進・成果の普及	・ 県で施策化していることは特になし。国において実施された研究に関しては適宜市町に情報提供を実施	
	● 社会参加の在り方、共生のための社会環境整備その他の調査研究、検証、成果の活用		
	● 官民連携、全国規模調査の推進、治験実施の環境整備、認知症の人及び家族等の参加促進、成果実用化環境整備、情報の蓄積・管理・活用の基盤整備		

基本的施策8(認知症の予防等)

認知症施策推進基本計画(国)		県での取組	
目標	施策について	主な施策	内容
認知症の人を含む全ての国民が、その人の希望に応じて、「新しい認知症観」に立った科学的知見に基づき予防に取り組むことができるようにすること、また、認知症の人及び軽度の認知機能の障害がある人が、どこに暮らしていても早期に必要な対応につながるができるようにすること	●予防に関する啓発・知識の普及・地域活動の推進・情報収集	○認知症予防・認知症介護に関する教室の開催 ○通いの場の充実支援	・市町で実施されている取組を支援
	●地域包括支援センター、医療機関、民間団体等の連携協力体制の整備、認知症及び軽度の認知機能の障害に関する情報提供	○認知症疾患医療センターの運営【他課事業】(再掲)	・認知症の専門的医療の提供体制を強化するため、中核センターと6つの地域拠点センターを設置し、医療相談、鑑別診断、治療方針の選定、関係機関との連携及び研修等を実施
		○かかりつけ医認知症対応力向上研修の実施(再掲)	・かかりつけ医に対して適切な認知症診断の知識・技術をはじめ、認知症の人とその家族の支援に係る知識と方法を習得するための研修を実施

愛媛県認知症施策推進基本計画(仮称)策定について【再掲】

○第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画に組み込む形で
県認知症施策推進計画(仮称)を策定予定

	R6年度	R7年度	R8年度
計画策定スケジュール(案)		当事者への意見聴取・施策検討 文案作成	素案の検討・最終案作成
県高齢者保健福祉計画等推進委員会	推進委員会①	推進委員会①	推進委員会① 推進委員会② 推進委員会③
県認知症施策推進会議・WG	推進会議・WG① 推進会議・WG②	推進会議・WG① 推進会議・WG②	推進会議・WG① 推進会議・WG②

○令和6年度、7年度に当事者への意見聴取、施策の検討を行い、認知症施策推進会議・WGにて素案を作成
○令和8年度に認知症施策推進会議で素案を検討し、高齢者保健福祉計画等推進委員会にて検討・策定

「認知症に関する県民の意識調査」の実施について①

1.調査目的

今後、愛媛県認知症施策推進計画を策定するにあたり、計画をより充実させたものにするために県民が認知症に対しどのようなイメージを持っているか把握するために実施

2.調査方法等

- ・調査時期：令和7年3月上旬頃実施予定
- ・調査方法：Web上（愛媛県政課題調査）インターネットを利用したアンケート調査
- ・回答者数：400名

※「愛媛県政課題調査」の一環として実施

・愛媛県政に関する様々な課題等について、県民の意識を把握し、もって迅速・的確な意思決定や政策反映に資することを目的に、インターネットアンケート調査を実施している。

「認知症に関する県民の意識調査」の実施について②

3.アンケート調査項目(案)

番号	選択肢	質問文	選択肢
1	複数	あなたは、「認知症」と聞いてどのようなイメージを抱きますか	①日にちや時間がわからなくなる ②物忘れが増えて、探し物が多くなる ③話の内容が理解できなくなる ④被害妄想がある（物を盗られたなど） ⑤徘徊する ⑥作り話をする ⑦ふさぎこんだり、急に怒ったりする ⑧実際にはないものが見えたり、聞こえたりする ⑨身内のことや自分のことがわからなくなる ⑩何度も同じことをしたり、聞いたりする ⑪好きだったことに関心が無くなる ⑫介護負担が大きく、家族が大変になる ⑬治らない ⑭本人も不安が強いと思っている ⑮どこかおかしいと自分で思っている ⑯自分や身内が認知症になったらと思うと不安に感じる ⑰その他
2	単一	認知症の治療について、あなたのイメージに近いものを選択ください	①治療すれば、治すことができる ②治療すれば、症状の進行を遅らせることができる ③治療しても、効果はない ④わからない
3	単一	認知症の人との関わり方について、あなたのイメージに近いものを選択ください	①周りの人の関わり方で、症状の進行を遅らせることもあれば悪化させることもある ②周りの人の関わり方は、症状の進行とは関係ない ③わからない

「認知症に関する県民の意識調査」の実施について③

番号	選択肢	質問文	選択肢
4	単一	あなたは認知症の人が日常生活を送るうえでどのようなイメージを持っていますか	①認知症になっても工夫しながら、今まで暮らしてきた地域で今まで通り自立的に生活できる ②認知症になっても、医療・介護などのサポートを利用しながら、今まで暮らしてきた地域で生活していける ③認知症になると、身の回りのことができなくなり、介護施設に入ってサポートを利用することが必要になる ④認知症になると、周りの人に迷惑をかけてしまうので、今まで暮らしてきた地域で生活することが難しくなる ⑤認知症は恥ずかしい病気なので、診断されても隠して地域で生活していく人が多い ⑥認知症になると、症状が進行していき、なにもできなくなってしまう
5	複数	今までに、認知症の人と接したことがありますか	①家族の中に認知症の人がいる（いた） ②親戚の中に認知症の人がいる（いた） ③友人や、近所付き合いの中で、認知症の人と接したことがある ④医療・介護の現場で働いている（いた）ため、認知症の人と接したことがある ⑤医療・介護の現場以外を通じて、認知症の人と接したことがある ⑥街中などで、たまたま認知症の人を見かけたことがある ⑦自分自身が認知症の診断を受けている ⑧認知症の人と接したことはない

「認知症に関する県民の意識調査」の実施について④

番号	選択肢	質問文	選択肢
6	単一	あなたは、今までに、あなた自身や家族が認知症になった時にどうしたらいいのか考えたことがありますか	①考えたことがある ②考えたことはない
7	複数	問6で「考えたことがある」と答えた方にお聞きします もし、自分や家族が認知症になったら、どのようなことに不安を感じると思いますか	①家族や大切な思い出を忘れてしまうのではないかと ②買い物や料理、車の運転など、これまでできていたことができなくなってしまうのではないかと ③誇りを持って生活できなくなるのではないかと ④病院や診療所で治療しても、症状は改善しないのではないかと ⑤どこに相談すればいいかわからないのではないかと ⑥家族に身体的・精神的負担をかけるのではないかと ⑦精神的に苦しくなるのではないかと ⑧必要な介護サービスを利用することができず、現在の住まいで生活できなくなるのではないかと ⑨介護施設が利用できないのではないかと ⑩外出した際に家への帰り道がわからなくなったりするのではないかと ⑪不要なものを大量に購入させられたり、詐欺的な勧誘の被害に遭ったりするのではないかと ⑫家族以外の周りの人に迷惑をかけてしまうのではないかと
8	単一	問6で「考えたことがない」と答えた方にお聞きします その理由は何ですか	①私や私の家族は、認知症にならないと思うから ②私や私の家族が、認知症になるかどうか、考えたこともないから ③その他

「認知症に関する県民の意識調査」の実施について⑤

番号	選択肢	質問文	選択肢
9	単一	あなたが認知症になったとしたらどのように暮らしていきたいですか	①認知症になっても工夫しながら、今まで暮らしてきた地域で、今までどおり自立的に生活していきたい ②認知症になっても、医療・介護などのサポートを利用しながら、今まで暮らしてきた地域で生活していきたい ③認知症になると、身の回りのことができなくなってしまうので、介護施設で必要なサポートを利用しながら暮らしたい ④認知症になると、周りの人に迷惑をかけてしまうので、介護施設で必要なサポートを利用しながら暮らしたい ⑤認知症になったら、誰にも迷惑をかけないよう、ひとりで暮らしていきたい
10	複数	認知症に関する相談窓口について知っているものはありますか	①地域包括支援センター ②認知症疾患医療センター ③認知症の人と家族の会 ④市町の担当部署 ⑤若年性認知症支援コーディネーター ⑥その他
11	単一	自分や家族が認知症になったことを、周りに知られてもいいと思いますか	①知られてもいい ②知られたくない ③わからない

「認知症に関する県民の意識調査」の実施について⑥

番号	選択肢	質問文	選択肢
12	単一	認知症の人が、近所にいた場合、どのような行動ができると思いますか	①見守り ②やさしい声掛け ③話し相手 ④買い物などの外出への支援 ⑤買い物などの代行 ⑥ゴミ出しなど家事の手伝い ⑦今すぐはできそうなことはないが、勉強して力になりたい ⑧何をどうしたらいいのか、今はわからない ⑨家族が言うてくるまで、そっとしておく ⑩特にできそうなことはない
13	単一	「認知症基本法」、「新しい認知症観」について知っていますか	①内容を理解している ②聞いたことはあるが、内容はあまり知らない ③聞いたことはあるが、内容は全く知らない ④聞いたことがない
14	単一	「認知症サポーター」を知っていますか	①自分自身が認知症サポーターであり、意識して生活している（オレンジリングをつけたり、認知症の人を手助けしたりしている） ②自分自身が認知症サポーターであるが、特に何もしていない ③認知症に関する研修を受けたことはあるが、自分自身が認知症サポーターであるかどうかわからない ④知っているが、自分自身は認知症サポーターではない ⑤知らない

「認知症に関する県民の意識調査」の実施について⑦

番号	選択肢	質問文	選択肢
15	複数	あなたが、若年性認知症（65歳未満で発症する認知症）について知っていることはどんなことですか	①若年性認知症になると本人の仕事や生活に大きな影響がある ②若年性認知症になると家族に大きな影響がある ③若年性認知症になってもできる仕事や社会活動がある ④若年性認知症のことを知らない
16	複数	認知症に関する情報を何から得ていますか	①講演会やイベント ②パンフレットなどの啓発物 ③テレビやラジオなどのマスコミ ④愛媛県のホームページ ⑤SNSやインターネット（県ホームページ以外） ⑥新聞や雑誌 ⑦周囲からの話 ⑧医療機関 ⑨ケアマネジャーなど介護関係者 ⑩その他 ⑪特に情報は得ていない
17	複数	愛媛県も認知症の普及啓発活動を実施していますが、県が実施、発信しているものに関し、参加したり知っていたりするものはありますか	①えひめ認知症希望大使 ②愛媛県認知症普及啓発フォーラム ③県庁ロビー展、本館ドームのライトアップ ④街頭活動 ⑤県がどのようなことを実施、発信しているのか知らない